

香美町農業委員会総会(第8回)議事録

- 1 開催日時 令和5年10月24日(火) 9:30～10:30
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
 - 委員 3番 白岩 寧
 - 4番 小谷 直美
 - 5番 山本 薫
 - 6番 橋本 幸長
 - 7番 前田 精一
 - 8番 米田 和弘
 - 9番 田中 一馬
 - 10番 北村 宏明
 - 11番 文堂 福一
 - 12番 田中 憲二
 - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(1人)
 - 委員 13番 岡田 久志
- 5 出席農地利用最適化推進委員(7人)
 - 1番 吉田 栄雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 6番 岡 昭三
 - 7番 田野 豊博
 - 9番 毛戸 誠
 - 副代表 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)
 - 4番 福田 好美
 - 5番 小林 隆夫
 - 代表 8番 東垣 泰彦
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 10月24日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第23号 非農地証明願承認について
 - 第4 議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第25号 香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - 第6 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 中村 達也
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は2番「吉川正人委員」と3番「白岩 寧委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、2番「吉川正人委員」と3番「白岩 寧委員」よろしくお祈りします。

議 長	日程第3 議案第23号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから15ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第23号 番号1番の非農地証明願について、10月19日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」、担当委員として「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	はい、現地確認いたしました調査の報告をします。議案資料の付近見取図から現況写真までを参考にご覧下さい。所在地はバス停から村岡方面に300mほど行ったところを右側に曲がり、建築会社を左に曲がり30mほど行った右側に申請地があります。その場所は昭和50年頃から耕作放棄され原野となっています。申請人の希望により地目変更登記のための申請となっています。審議の方、よろしくお願ひします。
議 長	「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第23号 番号2番の非農地証明願について、10月19日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「山本 薫委員」、担当委員として「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	番号2番についてご報告させていただきます。位置図をご覧ください。場所は道の駅から1kmほど行ったところの集落内です。申請地は住宅が建ってまして、この春、その住宅を取り壊しまして、そこで土地を調べてみると田の地目のがあったので、この際まとめて整理したいという事での申請です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「田中一馬委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第23号 番号3番の非農地証明願について、10月19日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「井上竹雄委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	現地調査の報告をします。申請場所は、位置図と付近見取図をご覧ください。町道のバス停より500mくらい行った集落内の申請人の住宅の斜め左隣です。現地の現況は現況写真のとおり、平成の初期

	から耕作放棄され原野化しておりました。自然荒廃した土地で農地への復元は見込まれない状態です。申請内容は、地目変更登記のため申請人からの申請です。皆さまご審議よろしく申し上げます。
議 長	「井上竹雄委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第4 議案第24号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①16ページから37ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第24号 番号1番の申請について、10月19日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」、担当委員として「前田精一委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	それでは、現地調査の報告をさせていただきます。位置図で説明させていただきます。まず、国道の交差点を村岡側に100mほど行ったところの病院の右側を西に200mほど行ったところ。現地は写真のとおりです。2番目は、県道を右折し400mほど行ったところ。お寺の前になります。農地として良好に管理されておりました。3番目は、トンネルを出たところを北側に200mほど行ったところ。今年は耕作はされていませんでした。4番目は、現地は畑として活用されておりました。続きまして、申請内容の説明です。譲渡人は病氣療養中で、回復の見込みがないので弟に経営移譲をするものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第24号 番号2番の申請について、10月19日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」、担当委員として「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	調査報告いたします。付近見取図をご覧ください。バス停から300mほど村岡方面に行ったところの右側に申請地があります。申請地のところが空家バンクに登録した住宅で、その住宅の周りの農地となります。譲渡人は不在地主で、空家バンクに登録したところ譲受人が譲渡人の要望で一括で購入した

	<p>ものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第24号 番号3番の申請について、10月19日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」、担当委員として「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、位置図、付近見取図をご覧ください。国道から村岡高校の前の信号を曲がって道なりに3kmほど走って、集落内のバス停から300mほど行ったところに貯水槽があり、その貯水槽の道を挟んだ上に申請地があります。申請理由は、申請地を譲受人がだいぶ前から使っており、昔に契約が済んでいるものと思って使っていたのですが、このほど公共工事を進めるにあたって所有権移転がされていないということが判明し、この事を解消するための申請ということです。慎重審議、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第24号 番号4番の申請について、10月19日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「井上竹雄委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、現地調査の報告をします。場所は位置図と付近見取図をご覧ください。町道のバス停から南へ500mほど入ったところで譲渡人の住宅があり、その側にある畑です。畑の裏には幅1mくらいの里道があります。現地は草が生えていましたが復元可能な農地であります。申請内容は、譲渡人は不在地主で、今後もこちらに帰ってくる予定もないので、譲受人が譲渡人の要望に応じたもので、所有権移転登記のための申請です。皆さまご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>「井上竹雄委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議長	日程第8 議案第45号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。農業振興整備計画については、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項第1号で農用地として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めております。農業振興地域整備計画の変更は町長が決定するものですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見照会を必要とします。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の議案の朗読が終わりました。続きまして、事務局に計画変更の内容について説明をさせます。
農林担当	「計画変更概要書」に基づき説明する。
議長	この議案につきましては、9月26日に農地・農政部会を開催していますので、農地・農政部会長から会議の報告をお願いします。
農地・農政部会長	はい、失礼します。それでは、議案第26号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」の農地・農政部会での審査報告をいたします。先月の総会終了後の9月26日に農地・農政部会を開催しました。当日は、本庁の会議室で机上審査をし、その後現地調査を行いました。審査にあたっては、除外申請のあった農地の集団性、除外による周辺農地や水路等への影響の有無などに着目し審査を行いました。会議室では、事務局から変更の内容などの説明を受け、その後、各委員から質疑やご意見を伺いました。審査の結果、当部会では、周囲の農振農用地等への影響はなく、計画の変更に対して、「異議なし」という結論を出しましたことを報告いたします。委員各位のご審議をいただきますようお願いいたします。
議長	農地・農政部会長からの報告が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第25号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第25号は変更案のとおり異議なしとし、意見書を提出します。
議長	日程第6 議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第26号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟